

Do English resultative constructions have to represent direct causation?

ASAI Ryosaku

Abstract

Levin (2001, 2021) observes that a transitive resultative construction in English has to represent a relation of direct causation between its causing and caused subevents. This article argues that while Levin's claim seems to be valid for the sentences that she cites, not all resultative constructions conform to the proposed well-formedness condition. Some resultative constructions are claimed to represent "indirect causation" in allowing for intermediate entities construed as intervening causers. Adopting the distinction between Extended causation and Onset causation (Talmy 1976, 2000), it is suggested that resultative constructions involving "indirect causation" can be characterized as the latter type, and that the semantics of a noun in the resultative phrase as well as one associated with its syntactic category can affect which type of causation is encoded.

英語の結果構文は「直接使役」関係を 表さなければならないのか

浅井良策

1. はじめに

- (1) a. The waitress wiped the silverware dry.
b. The waitress caused the silverware to be dry by wiping it.

(1a) と (1b) 間のパラフレーズによっても示されるように、英語の結果構文が何らかの「使役関係」を表すことはよく知られている事実である。ただし、「使役関係」自体は、**break** や **kill** のように結果状態を含意する特定の語彙を使用した語彙的使役や **make**, **have**, **cause** などの使役動詞を使用した生産的使役などによっても表される。そこで、英語の結果構文が表す（または表し得る）「使役関係」とはどのようなものなのかということが問題になってくる。Levin (2001, 2021) はこの問題に取り組み、以下に示すような主張を推し進めている。

- (2) A well-formed transitive resultative construction must show a relation of direct causation between its causing and caused subevents; that is, resultatives conform to the same well-formedness condition as lexical causatives. (Levin 2021: 185)

「使役関係」という概念は原因事象 (causing subevent) と結果事象 (caused subevent) という二種類の下位事象から成るものとして分析されるが、Levin (2021) に従えば、結果構文において、両下位事象間には語彙的使役と同様の「直接使役」関係が成立していなければならないことになる。しかしながら、本稿ではこの主張の妥当性について異議を唱える。英語の結果構文には厳密な意味において必ずしも「直接使役」関係が成立していない事例が存在することを指摘し、それらを扱うために必要な分析の方向性について提案していく。

2. 「直接使役」関係

Levin (2021) の主張を検討する前提として、そもそも彼女が想定する「直接使役」という概念を正確に捉えておく必要があるので、まず、Levin (2001) において提示された結果構文の成立条件について確認しておく。

(3) A well-formedness condition on the relation the two subevents of resultatives :

- a. The subevents need not be temporally dependent.
- b. The result subevent cannot begin before the causing subevent.
- c. Only the result subevent can bound the event as a whole.
- d. There is no intervening event between the causing subevent and the result subevent; that is, causation is direct. (Rappaport Hovav & Levin 2001: 783, 下線部は筆者)

ここで特に注目すべきは、(3d) の条件である。この条件は、原因事象と結果事象の間に介在する他の事象 (intervening event) が存在しない状況を「直接使役」関係に該当すると見なす規定であり、また、「使役関係」を因果事象に参与する個体レベル間の関係から捉えた場合、使役者と非使役者の間に介在実体の存在を認めないということも含意している。そして実際のところ、結果構文がこの条件を満たしていることは、以下のような事例から最もはっきりと明らかになる。

(4) a. She snipped off the end of the cotton and **patted the metal flat**.

(She patted the metal).

b. Last night, the dog **poked me awake** every hour to go outside.

(The dog poked me).

(Levin 2021: 196-197)

結果構文において、動詞と結果句はそれぞれ原因事象と結果事象についての明示的な情報を提供している。従って、(4) のように、動詞が意味的に選択する目的語が現れた事例では、原因事象と結果事象において参加者が共有され、結果的に、使役者と被使役者の間に介在実体が存在しない物理的な「操作使役」(Shibatani 1976) の状況が表されることになるのである。

Levin (2021) はさらに、以下の事例において動詞の後ろに来る名詞句が動詞によって意味的に選択されたものではないと捉える解釈が不可能であることを指摘して、結果構文と「直接使役」関係の結び付きについて改めて強調している。

(5) Sam kicked the door open.

a. ≙ 'Sam's foot makes contact with the door, causing it to open'.

b. ≠ 'Sam kicks *a ball* which hits the door, causing it to open'

(Levin 2021: 210)

(6) The dog scratched me awake.

a. ≙ The dog caused me to awake by scratching me.

b. ≠ The dog caused me to awake by scratching at *the bedroom door*. (Levin 2021: 190)

(5b) は、「サムがドアではなくボールを蹴った結果、そのボールがドアに当たり、ドアが開いた」状況の描写を意図したものであるが、それは (5) の結果構文の解釈としては不可能である。同様に、「犬が私ではなく寝室のドアを引っ掻いた結果、そこで生じた音が私を目覚めさせた」という (6b) の解釈も (6) の結果構文においては成立しない。これらの解釈不可能性は、斜字体の指示物が介在実体として読み込まれることで、「直接使役」関係が損なわれてしまったことによるものである。

一方で、英語では、自動詞や意味的に選択しない目的語を従える他動詞が現れるタイプの結果構文のタイプが成立し、それらの事例の中には原因事象と結果事象間の緊密性が比較的緩やかなものも存在している。

(7) The roosters crowed me awake.

a. *The roosters crowed me.

b. The roosters crowing caused me to awake. (Levin 2021: 186-187)

(8) They drank the teapot dry.

(Levin 2021: 205)

a. *They drank the teapot.

b. They drank the *contents* of the teapot.

例えば、(7) の事例では、(7a) から示唆されるように、使役主である主語指示物が被使役者の目的語指示物に対して直接的に物理的操作を行っているわけではなく、使役主から発せられた「音」が被使役者に抽象的な意味で「接触」した結果、被使役者にもたらされた変化が描写されている。(8) の事例は、「使役主がティーポットではなくティーポットの中身の液体を飲んだ結果、ティーポットが空になった」ことを伝えている。従って、これらの事例において、「ティーポットの中身の液体」と「鶏の鳴き声」が原因事象から結果事象に至るプロセスに介在実体として関わっていることになる。しかしながら、Levin (2021) は、Wolff (2003) による「直接使役」の定義を取り込みながら、これらの「非選択目的語型」結果構文に対しても依然として「直接使役」関係の観点から分析が可能であると見なしている。

(9) Direct causation is present between the causer and the final causee in a causal chain (1) if there are no intermediate entities at the same level of granularity as either the initial causer or final causee, or (2) if any intermediate entities that are present can be construed as an enabling condition rather than an intervening causer. (Wolff 2003: 4-5, 下線部は筆者)

この定義によると、因果連鎖上において使役主から被使役者の間に介在実体が存在していたとしても、その実体が被使役者に変化をもたらす可能条件 (enabling condition) として機能していれば「直接使役」として認められることになる。(5)における「蹴る行為から力を付与されたボール」のように、それ自体独自の自律的エネルギーを持ち得る実体は直接使役の因果連鎖を分断する仲介使役主 (intervening causer) になってしまう。しかし同じ介在実体であっても (7)における「音」はそのような特性を持たないため、可能条件 (enabling condition) として機能しているのである。また、(8)における「ティーポットの中身の液体」に関しても、飲む動作の過程において、それ自体自律的エネルギーを持っていないことは明らかである。加えて、介在実体と被使役者は内容物と容器という空間的隣接関係にあるため、使役主が介在実体に働きかけることは同時にそれを包含する被使役者にも働きかけていることを意味しており、その点からも「直接使役」関係が保持されていると言える。

このように、(9)の定義を想定し、「直接使役」という概念を拡張的に捉えることは、結果構文の成立に対する統一的な説明につながるようにも見える。しかし、そのような手法があまり行き過ぎると、結果構文が示す意味の多様性を見落とす恐れが生じてくることを次節以降で確認していくことにする。

3. 拡張的「直接使役」関係

まず、(9)の定義は、本来、結果構文の成立条件を規定するためのものではないことに留意しておく必要がある。これは、ある状況を表すために、複文構造の生産的使役構文ではなく単文構造の語彙的使役構文が使用される条件を規定することを意図して提案されたものであった。

(10) The Nelsons sold their home.

a. ≡ The Nelsons had *the realtor* sell their home.

b. The realtor enabled the Nelsons to sell their home. (Wolff 2003: 28)

家を売却する過程においては、通常、不動産仲介業者という介在実体が関わってくるので、この状況は (10a) のように、使役動詞を使用した複文構造で表すことが可能である。しかし一方で、(10) のように単文構造で表すこともできるが、これは (10b) に示されるように、不動産仲介業者が結果事象の実現を促進する可能条件 (enabling condition) として機能しているからということになる。同様に、Goldberg (1995) は、因果連鎖上に介在実体が存在するような「間接使役」的に見える状況であっても慣習化された目的 (Shibatani 1973) に基づく使役関係であれば語彙的使役構文が成立することを指摘している。

(11) a. Chris cut her hair at the salon on University Avenue.

b. She painted her house. (when in fact the painters did the painting)

(12)a. The invalid owner ran his favorite horse in the race.

b. *The invalid owner ran his favorite horse onto the field. (Goldberg 1995: 169)

ほとんどの場合において、我々は、髪を切ってもらうために美容室に行き、家を塗る際には塗装業者に依頼する。馬主が騎手に託すのは、通常、愛馬を競技場まで走らせるのではなくレースに出走させることである。これらのような状況は概念上、一つのまとまった行為シナリオを形成するので、その内部の介在実体の存在は意識されなくなるのである。

さて、このような捉え方は、形式と意味の対応に適用するとされる類像性の原理に基づいたものであると言える。つまり、そこでは、生産的使役よりも形式が単純な語彙的使役であれば、意味内容についても「間接使役」関係より単純な「直接使役」関係が表現されることが期待されているのである。しかし、類像性の原理を受け入れつつ、語彙的使役が「間接使役」関係を表すと主張してはいけないという理由も特にない。実際のところ、Ikegami (1982) の分析では、語彙的使役構文が「直接使役」関係と「間接使役」関係の両者を表すものとして捉えられているようである。

(13) John built a new house.

a. John worked for himself and built a new house by his own labor.

b. John contracted (with varying degrees of formality) for the building of a new house and a certain of people (in accordance with the contract) did the actual building.

(Ikegami 1982: 95)

Ikegami (1982) は、(13) が多義的で二種類の解釈を許すことを指摘し、主語指示物が動詞で表される行為を実際に行っているかどうかという観点から、(13a) と (13b) をそれぞれ「直接使役」と「間接使役」という別個のカテゴリ名称を付与している。さらに、通常は「直接使役」解釈しか認めないような動詞であっても、十分な「権威」(authority) が与えられていると理解できる主語指示物が現れる場合には、「間接使役」解釈が可能になるという分析が提示されているが、(15) に示されているように、このことが結果構文にも当てはまるということは注目に値する。

(14)a. Mary removed the stone from in front of her house.

b. Queen Victoria removed the marble arch from in front of the Buckingham Palace.

(Ikegami 1982: 99)

(15)a. John painted the room white.

b. The president of the University painted the tower brown.

(Ikegami 1982: 98-99)

(15b) のような事例は、結果構文が「間接使役」関係を表し得ることを示唆している。Levin (2021)、

Wolff (2003)、Goldberg (1995) らの観点からすると、「直接使役」という概念を広く捉えて、(13b) の解釈や (14b) の事例、(15b) のような事例が全て「直接使役」関係を表していると思なされるだろう。ただし、そのようなアプローチを採った場合、「直接使役」を表す語彙の使役構文や結果構文の中に、「主語指示物が動詞で表される行為を実際に行っていない」という直観的にも「直接使役」とは言い難い状況を表すタイプが混在することになる。従って、そもそも、このような使役タイプがなぜ成立するのかについて「明確な規定」が設けられなければ、それらを「直接使役」というカテゴリーに分類する必然性が生じないことになる。Levin (2021) や Wolff (2003) にとっては、(9) における「直接使役」の定義がその「明確な規定」に該当するが、次節以降では、(9) の規定に従っていないにも関わらず、使役者と非使役者の間に介入実体が認められる事例を指摘する。そして、結果構文の中にそのような「間接使役」関係を表すタイプが存在することを認める必要性について論じていく。

- (9) Direct causation is present between the causer and the final causee in a causal chain (1) if there are no intermediate entities at the same level of granularity as either the initial causer or final causee, or (2) if any intermediate entities that are present can be construed as an enabling condition rather than an intervening causer. (Wolff 2003: 4-5, 下線部は筆者)

4. 可能条件で扱えない「使役」関係

ここで、Levin (2021) が提示した例をもう一度確認する。

- (5) Sam kicked the door open.

a. ≐ 'Sam's foot makes contact with the door, causing it to open'.

b. ≠ 'Sam kicks *a ball* which hits the door, causing it to open' (Levin 2021: 210)

(5b) の解釈が可能でないのは、使役主と被使役者の間に介入し、仲介使役主 (intervening causer) として機能する「ボール」を読み込むことで、「直接使役」の因果連鎖が分断されてしまうためであるとされていた。一方で、以下の事例についてはどうだろうか。

- (16) Lowry made an on-in-2, 2-putt par on No. 1, the first playoff hole, while Whitehead **drove himself into trouble** and out of the championship. (Daily Oklahoman, 5/8, 1996)

≐ Whitehead **drove a ball** into a difficult area, causing himself to get **into trouble** and out of the championship.

(16) では、その下段のパラフレーズにおいて示されているように、「ゴルファーがボールをドラ

イバーで打った結果、そのボールが難所に落ち、そのゴルファー自身が困難な状況に陥った」状況が描写されている。ここでの「ボール」は、(5)の「ボール」と同様に、使役主の行為によって自律的な物理エネルギーを与えられた実体であるので、仲介使役主 (intervening causer) として機能していると言える。従って、Levin (2021) のように、広範囲の事例を「直接使役」カテゴリーの傘下に収めることを可能にする (9) の定義を利用したとしても、(16) の結果構文を「直接使役」関係を表すタイプであると見なすことはできないのである。

「直接使役」表現に該当しない結果構文は他にも見つけることができる。しかし、まずは、「直接使役」表現に該当する事例から見ていくことにしよう。

(17) Maxey stood up to get a glass and **pour it full** of milk.

a. *Maxey poured the glass.

b. Maxey poured *the milk*.

(Levin 2021: 196-197)

(17) において、動詞が表す行為の直接的な対象は、被使役者 **glass** はなく、介在実体の **milk** である。ただし、介在実体と被使役者は「内容物と容器」という空間的隣接関係にあるため、使役主が介在実体に働きかけることは同時にそれを包含する被使役者にも働きかけていることになる。言い換えれば、介在実体としての **milk** は、使役主が被使役者 **glass** を液体で満たすことを実現するために必然的に伴う可能条件 (enabling condition) として機能しているのである。以下の例においても、介在実体が関わる原因事象によって必然的に結果事象が実現する状況が描写されている。

(18) ... he **walked the bases full** and then struck out the next three batters for a 4-0 victory.

(*The Associated Press*, 5/12, 1988)

a. *He walked the bases.

b. He walked *three batters*.

投手が四球で打者を3人歩かせることは必然的に3つの塁上をランナーで満たすことを意味する。つまり、(18) では、(17) で確認されるものと平行的な「介在実体と被使役者の関係」が成立し、ランナーの移動先であるそれぞれの塁は、ある種の疑似的な容器として捉えられているのである。この事例は、Levin が想定する「直接使役」関係を表していると言える。しかしながら、以下の例についてはそうであると言えない。

(19) ... he **walked himself out of the game**. Protecting a 2-0 lead, Stieb put himself in a jam by walking the first two batters, Bill Schroeder and Howell, his fourth and fifth of the game.

(*The Globe and Mail*, 7/16, 1990)

≡ he **walked** first two batters, causing *the team manager* to get him out of the game.

(19) では、(18) と同様に、「投手が四球で打者を歩かせる」という原因事象が表されているが、それと必然的な因果関係を結ばない結果事象が表されている。というのも、投手が四球で打者を歩かせること自体が直接的にその投手を降板に追いやるわけではないからである。ルール上、投手は自らの判断で勝手に降板することはできず、投手交代を決める監督の判断があって初めてマウンドを去ることになる。従って、(19) は結果事象の実現に「監督」が仲介使役主として機能する「間接使役」関係を表しているのである。またこのような因果連鎖の間接性をより明示的に言語化することも可能である。

(20) With the Mariners leading 2-0 in the seventh, a battling Carpenter finally **pitched himself out of the game** by surrendering bases-loaded walks to Edgar Martinez and Ryan Jackson to make it 4-0. (Calgary Herald, 8/17, 1999)

(20) においても、「投手が四球を出した結果として、降板に追いやられた」状況が描写されているが、「四球で打者を歩かせる」ことよりも時間的に先行する「ボールを投げる」という行為が動詞で表されているのである。Levin (2021: 189) は結果構文では動詞を介して原因事象についての明示的な情報が提供されると述べている。また、Talmy (2000) も、以下の例を挙げて、結果構文では、動詞が結果事象を引き起こす最も直接的な要因となる下位事象を表さなければならないことを指摘している。

(21) I have grasped a lever and then used it to pry a lid off a box so as to open the box.

a. I levered the box open.

b. *I grasped the box open.

(Talmy 2000: 274)

しかしながら、そのようなことが (19) や (20) について当てはまるかどうかは疑わしい。すでに指摘したように、投手が降板することを直接的に引き起こしているのは監督の指示であって、四球を出すことではない。四球を出す前段階の行為である「ボールを投げる」ことについても、それが直接的な原因でないことはなおさら明らかである。

5. 二種類の使役タイプ

ここまでの議論から、英語の結果構文には「直接使役」関係だけでなく「間接使役」関係を表す事例が含まれているということを認める必要があることが分かった。そこで、本稿では、Talmy (1976, 2000) によって提案された「同延使役」(Extended Causation) 対「オンセット使役」(Onset Causation) という使役状況の区分を採用することで、英語の結果構文が表す使役関係に対してより統一的な特徴づけが可能になることを示していく。

(22)a. John cut the bread.

b. John spun the top.

(丸田 2000: 216)

「同延使役」は、使役主が被使役者に対する影響が原因事象から結果事象に至るまで使役事象全体に及ぶ(22a)のような状況を指し示す。この場合、被使役の変化は使役主からの継続的な作用に依存していることになる。一方で、「オンセット使役」が描写する状況では、使役主は、結果事象を引き起こす始発時点のみに関わり、その際に与えられた動力によって、被使役者は、使役者による作用から独立したそれ自体の自律的な変化を実現することになる。そのような状況として例えば、(22b)のように、コマが使役主から作用を受けた始発時点の後に自らの回転運動を展開するというような使役事象が容易に想像可能である。

「同延使役」と「オンセット使役」の区別に関して留意すべき点は、必ずしもそれぞれの使役タイプが異なる動詞によって表されるわけではないということである。

(23) I pushed the box across the ice.

a. I {slid / brought} the box across the ice by pushing on it (steadily).

b. I {slid / sent} the box across the ice by giving it a push.

(Talmy 2000: 498)

Talmy が指摘しているように(23)の事例は、「同延使役」(23a)としても「オンセット使役」(23b)としても解釈される。このことを考慮すると、以下のそれぞれの結果構文間に観察される微妙な意味解釈の相違についても「同延使役」と「オンセット使役」の区分を反映したものとして捉えることが可能となる。

(24)a. Singly or in packs, dogs **run** deer and other animals to exhaustion, even killing or injuring them. (COCA)

b. Rolf was hitting well to both sides and **ran** the tennis pro to exhaustion. (COCA)

c. He started his freshman year in high school at 6 feet 4 inches. That's why the coach recruited him for the basketball team and then **ran** him to exhaustion.

(*St. Louis Post-Dispatch*, 3/29, 2012)

(24a)では、使役主である犬が被使役者の鹿や他の動物を疲労困憊になるまで走らせているが、自身も走っているという意味において、使役主は結果事象に至るまでずっと被使役主に影響を及ぼしている。従って、この状況は「同延使役」に相当する。一方で、(24b,c)では、(24a)とは異なり、使役主である主語指示物は結果事象に至るまで被使役者の変化に常に関与しているわけではないので、「オンセット使役」が表されていると言える。(24b)におけるテニス選手はボールを両サイドに打つことで、ボールを打ち返そうとする相手を走らせているが、その相手が走っ

ている最中にも連続してボールを打ち続けているわけでない。(24c)でも、バスケットボール部員が走って疲労困憊に至るまでコーチは何かを行い続けたのではなく、単に部員たちに走るよう指示しただけにすぎないのである。このようなことから、「オンセット使役」表現における主語指示物は結果事象全体を引き起こす使役主というよりも結果事象の「火付け役」として機能する「開始主」(instigator)であると特徴付けられる。つまり、(24b,c)において、主語指示物が動詞で表される行為を実際に行っていないのは主語指示物が結果事象の「開始主」であることの一つの現れということになる。

さらに、これと同様の観点から(15)のような事例を扱うことが可能である。

(15)a. John painted the room white.

b. The president of the University painted the tower brown. (Ikegami 1982: 98-99)

すでに述べたように、Levin (2021)の主張に基づけば、(15a,b)とも「直接使役」というラベル付けがなされることになるだろうが、これは単なる定義の問題であって、実質的に(15a)と(15b)の解釈上の相違を説明することにはならなかった。一方で、Ikegami (1982)では、(15a)のように通常は「直接使役」解釈しか認めないような動詞であっても、十分な「権威」(authority)が与えられていると理解できる主語指示物が現れる場合には、(15b)のように「間接使役」解釈が可能になるという分析がなされていた。本稿の分析によれば、(15a)と(15b)はそれぞれ「同延使役」と「オンセット使役」に分類され、Ikegami (1982)と同様、両者の相違が説明される。またそれに加えて、(15b)で示された「間接使役」解釈に伴う主語指示物の「権威」という概念も、「オンセット使役」において主語指示物に結びつく結果事象の「開始主」というより一般的な概念に包摂することも可能となるのである。

「オンセット使役」という概念は、「直接使役」関係として認めるのが困難な状況を表す他の事例を分析する際にも有効である。

(25)a. ... there were some guards who would watch idly while swimmers, through ignorance or neglect, **swam** themselves into danger, so the guard could jump from the stand and save them. (US Fed News, 5/6, 2014)

b. Holt **swam** herself into the record books in all her races, *gaining a gold medal in the 10 years 100m breaststroke ... and the 50m breaststroke.* (Kentish Gazette, 12/29, 2006)

(25a)は主語指示物が泳いだ結果として危険な状況に陥ったことが描写されており、そこでは明らかに「直接使役」関係が表されている。(25b)でも、主語指示物が泳いだ結果として生じた状況が描写されている。しかし、「泳ぐこと」と「記録に自分の名前が刻まれること」との関係を「間接使役」関係と言ってもよいのだろうか。もちろんそうではなくて、「記録に自分の名前が刻ま

れること」の直接的な要因は、斜字体で明示されているように、むしろ、「平泳ぎの 100m と 50m の種目で金メダルを獲得したこと」の方であると言える。そうだとすると、Levin (2021) の指摘に反して、(25b) の *swam* も原因事象についての情報を完全には提供していないことになるが、そのことは、(25b) の主語指示物が「オンセット使役」における結果事象の「開始主」であると見なす分析のもとでは全く問題とはならない。競泳において「泳ぐこと」は「記録に自分の名前が刻まれること」の直接的な原因にはならず、「記録に自分の名前が刻まれること」を達成するための「契機」を作り出しているに過ぎないのである。

(20) With the Mariners leading 2-0 in the seventh, a battling Carpenter finally **pitched himself out of the game** *by surrendering bases-loaded walks to Edgar Martinez and Ryan Jackson* to make it 4-0. (Calgary Herald, 8/17, 1999)

同様に、(20) における *pitched* も結果事象を引き起こす原因事象に関する情報を十分詳細には伝えていないが、結果事象の開始するために必要不可欠な行為を表しているのである。

6. 時間的依存性

ここまで、主に因果連鎖上で使役主と被使役者の間に存在する介在実体の特性に注目しながら、結果構文が「直接使役」関係を表すという Levin (2021) の主張を検証してきた。Levin はこの主張を展開するにあたって、Wolff (2003) による「直接使役」の定義を取り込み、「直接使役」の概念を広く捉えていたのであった。「直接使役」の拡張解釈は、実は Levin 自身が Levin (2001) で提案した結果構文の適格性条件においても垣間見られる。

(3) A well-formedness condition on the relation the two subevents of resultatives:

- a. The subevents need not be temporally dependent.
- b. The result subevent cannot begin before the causing subevent.
- c. Only the result subevent can bound the event as a whole.
- d. There is no intervening event between the causing subevent and the result subevent; that is, causation is direct. (Rappaport Hovav & Levin 2001: 783, 下線部は筆者)

(3d) については Wolff (2003) の定義に相当するものであったので、これ以上議論する必要はない。問題は (3a) の条件である。この条件に従えば、原因事象と結果事象が必ずしも同時並行的に展開する必要はなく、両下位事象が互いに時間的に独立した因果連鎖を表す以下のような事例も「直接使役」を表す結果構文として扱うことになる。

(26)a. Clara quickly rocked the baby to sleep.

b. Clara quickly rocked the baby to sleep with a few slow rocks of the cradle.

(Levin & Rappaport Hovav 1999a: 41)

Levin & Rappaport Hovav (1999) によれば、(26a) において **quickly** は結果句 **to sleep** で表される結果事象を修飾すると解釈される一方で、動詞 **rock** で表される原因事象を修飾するという解釈は必ずしも要求されないという。そのことは、(26b) の **with** 句によっても明示されており、「ゆりかごの赤ん坊を揺すり続けていたが、その行為と連動しないタイミングで赤ん坊が眠りについた」という解釈が認められることが分かる。

(27) Mat Leblanc has his Friend's co-stars worried he is about to **party himself out of a job**.

(Rappaport Hovav & Levin 2001: 775, 強調は筆者)

また、(27) は、原因事象と結果事象の「時間的隔たり」がより顕著な事例であり、Rappaport Hovav & Levin (2001: 775) は、「パーティが行われた時点においては、まだ失職に至る兆候さえ見られない可能性が高い」と述べている。さて、Rappaport Hovav & Levin (2001) が (3a) の条件を設定したのは、(28) のように、語彙的使役構文においても「時間的独立性」が認められる事例が存在することと関わっている。

(28)a. Leslie's persistent banging broke the window.

(Rappaport Hovav & Levin 2001: 783)

b. The widow murdered the old man by putting poison in his soup.

(Levin & Rappaport Hovav 1999b: 211)

(28a) では窓に継続的な打撃を与えた結果、窓が瞬間的に割れた状況が表されており、(28b) において、女性が男性のスープに毒を盛ったのが男性の死よりも時間的に先行していることは明らかである。彼女たちは、これらの事実を傍証の一つと見なし、語彙的使役構文と結果構文が原因事象と結果事象で構成された同じ使役事象構造を持つという主張を補強していたのである。

しかし、このように提案された分析上の要請を満たすことになるという点以外に、「時間的独立性」を示す (26) や (27) のような結果構文が「直接使役」関係を表さなければならない積極的な理由は特に見当たらないように思われる。

(29)a. John caused Bill to die on Sunday by stabbing him on Saturday.

b. *John killed Bill on Sunday by stabbing him on Saturday.

(Fodor 1970: 433)

実際のところ、原因事象と結果事象に「時間的隔たり」がある因果事象は、(29a) のように生産的使役で表され、(29b) のように、語彙的使役構文がそのような事象を表現することは通常許

容されないと指摘されてきた。そして、そのような特性に基づき語彙的使役構文が「直接使役」関係を表すと分析されてきたのである。Goldberg (1995) が結果構文を「直接使役」関係と結びつけたのも、まさにこの特性に起因するものであり、彼女は、原因事象が成立した直後、瞬間的に結果事象も成立するよう解釈されなければならない事例を提示している。

(30) a. Chris shot Pat dead.

b. Sam cut himself free.

(Goldberg 1995: 194)

Goldberg (1995) によると、(30a) は「クリスがパットを撃った結果、その後しばらくしてパットが病院で死んだ」という意味にはならないという。(30b) についても「サムが自分自身を切りつけ負傷したため、捕獲者が血で汚れたサムの身体を洗うために、一旦彼を自由の身にした」といった時間差解釈は得られないのである。以上の観点からすると、互いに時間的に独立した下位事象から構成される因果連鎖を表す (26) や (27) のような事例の存在は、やはり「直接使役」分析にとって大きな問題となることが分かる。仮に、Levin (2021) のアプローチを採用して、下位事象間の「時間的依存性が要求される」タイプ (e.g. (30)) と下位事象間の「時間的独立性を認める」タイプ (e.g. (26), (27)) の両者とも「直接使役」を表すと見なしても、そもそも「どのような理由及び原理によってこれら二種類のタイプが存在しているのか」という問いには全く答えられないのである。

この点と関連して、Iwata (2020) では、結果句が「形容詞句」(AP) か「前置詞句」(PP) かの違いによって、結果状態の生じる様式が異なることを指摘している (以下ではこれらの結果句が現れる事例をそれぞれ AP タイプ、PP タイプと呼ぶことにする)。Iwata (2020) によれば、AP タイプの場合、動詞の表す force の効果が生じた際に直ちに結果状態が成立する一方で、to 結果句や out of 結果句のような PP タイプでは、直ちに結果状態は成立せず、結果状態に至る過程が開始するという。この特徴付けによって、以下の各事例における容認性の相違と共に、原因事象と結果事象間に観察される「時間的依存性」の有無についても予測可能であると主張されている。

(31) a. He shook her {awake / *to awakening}.

(Iwata 2020: 316)

b. He sang the baby {*asleep / to sleep}.

(Iwata 2020: 287)

すなわち、人を目覚めさせることは、その人に物理的な force を加えることで直ちに実現することが可能なので、(31a) において AP 結果句の awake が選択されているのだが、これはまさに下位事象間の「時間的依存性が要求される」タイプに他ならない。(30) の事例についても、それらが AP タイプであることを認識することで同様の説明が可能となる。一方で、(31b) において PP 結果句の to sleep が要求されているのは、歌うことで人を直接的に眠らせることはできないことによる。実際に眠らせるためには、その人の心を鎮静させることしかできず、後はその人が

眠りにつくまで待つしか方法がないのである。この状況は下位事象間に「時間的独立性を認める」タイプに相当し、(26) と (27) で見られた「時間的独立性」も PP 結果句とのつながりで捉えられることになる。

そもそも、結果構文が「直接使役」を表すという Levin (2001) の一般化は AP タイプ、しかも、ほとんど *dry* と *awake* が生起する事例のみに基づくものであった。Levin 自身も PP タイプを扱っていないことを認めているが、この一般化は PP タイプにも当てはまるだろうという予測を立て、その妥当性の検証は今後の研究課題としている。しかし、PP タイプが「直接使役」を表さなければならないのかという問題は一旦棚上げにすることはできても、PP タイプが AP タイプと異なり「時間的独立性を認める」ということが示された以上、結果構文には少なくとも二種類のタイプが存在し、それらを区別できるような説明原理が必要となってくる。その意味で、Levin (2001) の分析は過剰一般化を招く恐れがあると言える。しかし一方で、AP 対 PP のような結果句の統語カテゴリーの相違によっても、「時間的依存性」に関して結果構文を十分に区別できないことも事実である。

(32) a. Last night, Waldegrave drank himself into a stupor.

b. Shannon who had drunk himself into bankruptcy.

(Iwata 2020: 300-301)

というのも、Iwata (2020) も指摘しているように、*into* 結果句を持つ事例は、PP タイプと AP タイプの両者の特性を表し得るからである。(32b) では、他の PP タイプと同様に、動詞の表す *force* の効果の発生から結果状態に至るまでに時間の経過を要する状況が表されているが、*into* 結果句は (32a) のように、動詞の表す *force* の効果が生じた際に直ちに成立する結果状態を表すこともできるのである。Iwata (2020) は、*into* 結果句に見られるこのような特性の要因を短距離と長距離のいずれの経路も表し得る *into* 句の空間的意味用法の存在に求めている。しかし、(32) に見られる「時間的依存性」に関する解釈上の相違は *into* 結果句内の名詞句の意味内容によるところが大きいと言える。本稿では最後に、そのことをより強く示唆する事例を見ることにする。

まず、以下の事例では、両者とも同一の動詞と同一の *into* 結果句の組み合わせであるにも関わらず、互いに微妙に異なる因果事象が表されていることに注目されたい。

(33) a. ...some motorists literally **drove** themselves into trouble by misjudging the depth of water blocking the streets around them. (Irish Examiner, 8/11, 2008)

b. A trucker **drove** himself into trouble *with the law* Sunday, motoring in the borough *with obstructed license plates and a suspended license*, ...

(Staten Island Real-Time News, 1/13, 2014)

(33a) は、車で移動することによって直ちに想像よりも高い水位まで冠水した道路に突っ込んで

しまった状況が表されており、「時間的依存性が要求される」タイプに相当する。一方で、(33b)では、ナンバープレートを改ざんして免許停止中に運転したことによって警察の厄介になったことが表されているが、運転する行為と警察に捕まる状況の間には明らかに「時間的隔たり」が認められる。このような相違に **trouble** の意味解釈の相違が関わっていることは、(34) に示された **trouble** の辞書記述から窺い知ることができる。

(34) Trouble

(A) a difficult or dangerous situation

(B) a situation in which someone in authority angry with you or is likely to punish you

(Logman Advanced American Dictionary, 2nd ed., 下線は筆者)

つまり、(33a) と (33b) の **trouble** はそれぞれ (34) における (A) と (B) の意味が反映したもののなのである。

さらにここで、(33b) は、Levin (2021) が規定する意味での「直接使役」カテゴリーの傘下に収まらない事例に相当することも強調しておくべきだろう。すでに述べたように、Levin (2021) は使役主と被使役者の間に「仲介使役主」として機能する介在実体が存在する状況を「直接使役」関係としては見なさず、そのような状況を結果構文によって表すことはできないと主張していた。しかし、本稿においてすでにいくつか反例を挙げてその一般化が正しくないことを示してきた。そのことは (33b) によってより明白に示されたと思われる。というのも、(34) (B) の下線部からも確認できるように、**trouble** という語の意味自体に、それが表す状況を成立させるための前提として「仲介使役主」が含意されているからである。(33b) では、主語指示物が **trouble** に陥ることになった要因として警察が「仲介使役主」として機能していると言える。

(33b) に関してもう一点、Levin の分析で問題となることは、動詞が原因事象の内容を明示的に提供していないということである。主語指示物が警察沙汰を引き起こした直接の原因はナンバープレートを改ざんして免許停止中で運転したことであって、運転行為そのものではない。従って、(33b) における **drive** は原因事象の内容を十分に伝えていないことになるが、このことも結果構文の表す意味を「直接使役」関係に限定することの問題を露呈している。それに対して、5節において示したように、Talmy (1976, 2000) による「同延使役」と「オンセット使役」という使役タイプの下位区分を採用した本稿の分析では、(33b) のように動詞が結果事象に対する直接的な原因事象を表していない事例の存在は問題とはならない。つまり、ここでもそれを「オンセット使役」タイプとして扱うことで、主語指示物が結果事象の「火付け役」として機能する「開始主」として解釈されることが説明可能となるのである。さらに指摘すべき興味深い事例としては、以下のものが挙げられ、そこでは、主語指示物の「開始主」としての役割がより鮮明に想起される。

(35) A DRUNK man **talked** himself into trouble with police after causing problems in a Whitwell fast food shop. Staff at the Chinese take-away in Welbeck Street, Whitwell, complained that Matthew Morris *had shouted abuse at them and kicked the counter*.

(*Workshop Guardian*, 6/15, 2012)

状況としては、(33b)と同様、主語指示物が警察沙汰を引き起こしているが、その直接的な要因は、斜字体部に示されているように、ファーストフード店で店員に罵声を浴びせ、カウンターを蹴った行為である。従って、動詞 *talk* が表しているのは、そのような問題行動に至るきっかけとなった前段階の行為であると言える。

6. おわりに

以上、本稿では英語における他動詞型の結果構文が「直接使役」関係を表さなければならないという Levin (2001, 2021) の主張を検証し、それが必ずしも妥当な分析ではないことを示した。Levin は「直接使役」関係という概念を拡大解釈し、可能条件として機能する介在実体が存在するタイプや下位事象間に「時間的独立性」が認められるタイプを「直接使役」カテゴリーに取り込むことで、自らの主張を保持しようとしていた。しかし、本稿では、Levin が「直接使役」関係として規定した範囲に収まらない、介在実体が仲介使役主として機能する「間接使役構文」として特徴づけられるような事例の存在が指摘された。また、下位事象間に「時間的独立性」が認められるタイプも「間接使役構文」として見なすべきであるということも示唆された。すなわち、結果構文にはそれぞれ「直接使役」と「間接使役」を表す二種類のタイプが存在するのである。両者の相違は Talmy (1976, 2000) による「同延使役」と「オンセット使役」という使役タイプの区分によって捉えることができる。ただし、どのような要因によって結果構文がどちらの使役タイプを表すのかという問題についてはまだ議論の余地が残されている。本稿では、*into trouble* という結果句が示す意味の多義性が両使役タイプの選択に大きく関与することを見たが、この問題の解明には他の結果句の特性や結果句と動詞の意味的相互作用などについてさらに考察していく必要があるだろう。

参考文献

- 丸田忠雄 (2000) 「動詞の語彙意味類型と語彙の拡張」, 丸田忠雄・須賀一好 (編) 『日英語の自他の交替』, 209-240, ひつじ書房, 東京.
- Fodor, Jerry (1970) "Three Reasons for Not Deriving Kill from Cause to Die," *Linguistic Inquiry* 1, 429-438.
- Goldberg, Adele (1995) *Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure*, University of Chicago Press, Chicago.
- Ikegami, Yoshihiko (1982) "Indirect Causation and De-Agentivization: The semantics of involvement in English and Japanese," *Bulletin of the Department of Foreign Languages, College of General Education, University of Tokyo* 29 (3), 94-112.
- Iwata, Seizi (2020) *English Resultatives: A Force-Recipient Account*, John Benjamins, Amsterdam.

- Talmy, Leonard (1976) "Semantic Causative Types", *Syntax and Semantics 6: The Grammar of Causative Constructions*, ed by Masayoshi Shibatani, 43-116, Academic Press, New York.
- Talmy, Leonard (2000) *Toward a Cognitive Semantics, Vol. I : Concept Structuring Systems*, MIT press, Cambridge, MA.
- Levin, Beth (2021) "Resultatives and Constraints on Concealed Causatives," *Perspectives on Causation: Selected Papers from the Jerusalem 2017 Workshop*, ed. by E. Bar-Asher Siegal and N. Boneh, 185-217, Springer, Dordrecht.
- Rappaport Hovav, Malka and Beth Levin (1999a) "Two Types of Compositionally Derived Events," ms., Bar Ilan University and Northwestern University. < http://www.stanford.edu/~bclewin/je_r99.pdf>
- Levin, Beth and Malka Rappaport Hovav (1999b) "Two structures for compositionally derived events," *Proceedings of Semantics and Linguistic Theory IX*, 199–223, CLC Publications, Ithaca, NY.
- Rappaport Hovav, Malka and Beth Levin (2001) "An Event Structure Account of English Resultatives," *Language* 77, 766-797.
- Shibatani, Masayoshi (1976) "The Grammar of Causative Constructions : A Conspectus," *Syntax and Semantics 6: The Grammar of Causative Constructions*, ed by Masayoshi Shibatani, 1-40, Academic Press, New York.
- Wolff, Phillip (2003) "Direct Causation in the Linguistic Coding and Individuation of Causal Events," *Cognition* 88, 1-48.